

14 様々な人権

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんを始め、拉致された疑いのある人々がおり、拉致問題の早期解決に向けた啓発活動を行っています。また、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている人が県内には多く生活されています。

また、犯罪の被害者とその家族の苦しみはもちろんですが、加害者の家族もまた想像を絶する困難を強いられていることはあまり知られていません。

私たちの周りには様々な人権問題が起きています。ここに挙げた個別の課題のほかにも様々な人権問題が存在しています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【現状と課題】

- 1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、平成28(2016)年5月1日現在で886人に上ります。
- 平成14(2002)年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていませんでした。
- 国は、平成18(2006)年、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となって問題解決に向けての取組を推進しており、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。
- 平成26(2014)年5月に日本と北朝鮮によるストックホルム合意がなされ、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の再調査を開始しました。日本政府は北朝鮮に対する制裁措置の一部を解除しましたが、平成28(2016)年2月、北朝鮮による核実験・ミサイル発射を受け、日本政府は解除した制裁を復活させるなど制裁強化を発表したところ、北朝鮮の特別委員会は再調査の中止を表明しました。日本政府は、ストックホルム合意を破棄する考えはないとし、全ての拉致被害者の早期解決を強く要求しています。

【取組】

- 拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため、県では「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示などを行っています。
- 拉致被害者の早期帰国の実現に向け、国に対して要望しています。

(2) 東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題

【現状と課題】

- 平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。震災の直後から県内に避難される人が出始め、平成24年11月26日には87世帯、205人の人が避難され、5年が経過した平成28(2016)年7月25日現在、県内には58世帯、135人の人が故郷を離れ生活されています。
- このような中、避難者に対して、放射線被ばくについての風評等による人権問題や、支援金等に対する誤解や偏見などもあります。
- また、一般的に災害に遭われた人々は、「被災者」として一括りにされがちですが、避難所での生活では、高齢者や障がい者、病人、子ども、言葉の壁のある外国人などといった、特別な援助や配慮を必要とする、いわゆる「要配慮者」と呼ばれる人たちの場合、その困難はより大きなものになります。さらに、性別、性自認、家族状況によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペースの確保、一人暮らしの女性や乳幼児のいる家庭など被災者の状況に応じた間仕切りの配慮などが必要になります。

【取組】

- 県では放射線被ばくについて、根拠のない思い込みや偏見による人権侵害が生じないように啓発活動を行います。また、東日本大震災により避難されてきた人に対し、住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っています。さらに、民間支援団体の「とっとり震災支援連絡協議会」に委託して相談窓口を設置し、避難者交流会や啓発講座などを実施し、避難者の自立支援や避難者支援の基盤づくりに努めています。
- 要配慮者の避難について、避難所運営マニュアルに沿った対応ができるよう訓練を実施します。また、県が作成したマニュアルを参考に、市町村における要配慮者のニーズの把握や、男女両性の視点を取り入れた運営などの避難所運営体制の整備を支援します。

(3) アイヌの人々

【現状と課題】

- アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。
- また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。
- 政府は、平成19(2007)年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成20(2008)年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総

合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成21（2009）年7月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成22（2010）年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

【取組】

- 本県でも国と連携し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を進めています。

（４）個人情報の保護

【現状と課題】

- 情報化社会の進展により、情報はますます大量、広範囲に収集、蓄積、利用、提供されており、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠となっています。しかし、生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、本人の知らない間に個人の情報が漏洩した場合、伝達速度が速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩による被害も大規模となります。
- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールであるといえます。国、地方公共団体の個人情報保護の基本方針を定め、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者について具体的な規制を行うもので、個人情報の重要性が認識されるなど意識改善に大きな効果がありました。
- その一方で、「個人情報保護法」の誤解や拡大解釈による、いわゆる過剰反応問題も指摘されています。過剰反応については、東日本大震災において要援護者の情報が提供されないこと等が問題となりました。その後、「災害対策基本法」に災害発生時の情報提供が明記されたこと等により、混乱は収束しつつあるといえますが、認知症行方不明者の情報提供等の問題も指摘されています。
- さらに、「マイナンバー制度」の導入により、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単になったり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットがある一方、個人情報の流出への懸念、あるいは、なりすましによる被害の危険性も指摘されています。行政・民間企業そして個人が、今以上に個人情報の適正な管理を求められます。
- 就職や結婚などの際に、出身地、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査については、個人情報の保護の著しい侵害であることは明らかなです。しかし、いまだに、特に結婚の際に、身元調査をやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります。

【取組】

- 本県においても、平成11（1999）年3月「鳥取県個人情報保護条例」を制定し、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに事業者の自主的な取組を支援することに重きを置きつつ、事業者に対し指導や助言を行ってきました。
- マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に対して注意を促すとともに、不審な電話やメールがあった場合、内閣府のマイナンバー総合コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談するなどの情報提供を行っています。また、事業者に対して、マイナンバーの管理に

関する説明会を開催するなどして周知に努めています。

- 偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で「本人通知制度」が導入されています。この制度の周知に努めます。

（５）職場における人権問題

【現状と課題】

- 従来、職場における人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別などがありました。近年職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめ、各種ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、マタニティーハラスメント（マタハラ）など）が新たに大きな問題となって表面化しています。
- 職場内のいじめや各種ハラスメント行為は、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない人権侵害行為ですが、当事者である労使が問題の重要性に気づいていなかったり、業務上の指導との線引きが難しいといった理由から、防止のための取組が困難であると感じられているケースも少なくありません。
- 平成27（2015）年度、鳥取労働局雇用均等室に寄せられた「男女雇用機会均等法」等にかかる相談件数は579件でした。そのうち、労働者からの相談は123件で、セクハラに関する相談が27件と最も多く、次いでマタハラに関する相談が19件でした。
- セクハラ防止のため、事業主は雇用管理上必要な措置を取るよう「男女雇用機会均等法」により義務付けられているほか、マタハラ防止のための法整備についても議論が進んでいるところですが、事業主、労働者が協力して、一人ひとりの人格を尊重する職場環境を作っていくことが大切です。

【取組】

- 鳥取労働局及び各労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件に関わるもののほか、募集・採用、各種ハラスメント行為など、労働問題に関するあらゆる分野について、専門の相談員が面談あるいは電話で相談を受け付けています。また、鳥取労働局では、個別労働紛争について、助言・指導やあっせんも行っています。
- 鳥取県労働委員会は平成14（2002）年から個別労使紛争に係る相談を行っており、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21（2009）年4月に労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）を委員会内に設置し、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）と連携した合同相談会を開催するなど、労使間の問題解決を支援しています。また、みなくるにおいて労働者や使用者からの各種相談を受け付け、鳥取労働局、各労働基準監督署、ハローワーク、鳥取県労働委員会などの関係機関と連携を図って職場内の問題解決を支援しているほか、社会保険労務士を県内企業に派遣するなど、いじめ、各種ハラスメント防止の普及啓発等の職場環境の改善に取り組んでいます。
- さらに就職の機会均等を図るため国（労働局）と協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進しています。

(6) ひきこもりの状態にある人の人権

【現状と課題】

○近年、ひきこもりに係る相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。

平成22(2010)年7月の内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国のひきこもり状態(注12)にある人は、23~26万人と推計されています。

○ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合って生じるとされ、その原因は百人百様と言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうることだと言えます。ひきこもり状態の人への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

【取組】

○県では平成14(2002)年度より、相談、職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施しており、平成21(2009)年度よりこれらの事業をNPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託して「とっとりひきこもり生活支援センター」を設置し、実施しています。

○また、県と厚生労働省が社会福祉法人鳥取こども学園に運営を委託して、平成20(2008)年度には鳥取市に「とっとり若者サポートステーション」を、平成25(2013)年度には米子市に「よなご若者サポートステーション」を設置し、働くことに悩みを抱えている若年者が社会や職場に参加できるよう、出前相談、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、グループ活動等を通じて就労のための自立支援を行っています。

(注12) 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形で外出をしてもよい)を指す現象(ひきこもり新ガイドラインより：厚生労働省)